

議案第 19 号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年 3 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第57号中「予算に定める範囲内の額」を「同上」に改め、同号を第60号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

59	消費生活相談員	日額 10,000	予算に定める範囲 内の額
----	---------	--------------	-----------------

別表中第56号を第58号とし、第55号を第57号とし、第54号の次に次の 2 号を加える。

55	いじめ・問題行動 等対策委員会の委員	日額 8,800 (天理市いじめ問題 対策連絡協議会等条 例（平成29年 3 月天 理市条例第 号）第 12条第 3 号に規定す る事務を行う場合 は、日額11,000円)	同上
56	いじめ問題再調査 委員会の委員	日額 11,000	同上

別表備考第 3 項中「第54号」を「第56号」に、「第57号」を「第60号」に改める。

第2条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第36号を次のように改める。

36	文化センター・市民会館運営審議会の委員	日額 8,800	副市長の旅費相当額
----	---------------------	-------------	-----------

別表中第37号を削り、第38号を第37号とし、第39号から第60号までを1号ずつ繰り上げ、同表備考第3項中「第56号」を「第55号」に、「第60号」を「第59号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。